

平成 21 年 第 4 回

高森町議会臨時会会議録

平成 21 年 11 月 13 日 開会



高 森 町 議 会

1 1 月 1 3 日 (金)

(第 1 日)

平成21年第4回高森町議会臨時会（第1号）

平成21年11月13日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

2番 森田 勝君

3番 田上 更生君

日程第2 会期の決定

(1) 会 期（1日間）

自 平成21年11月13日

至 平成21年11月13日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
11月13日（金）	本会議	議案審議

日程第3 議案第50号 平成21年度高森町一般会計補正予算について

日程第4 議案第51号 高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第52号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第53号 公有財産の処分について

日程第7 議案第54号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 立山 広 滋 君

2番 森田 勝 君

3番 田上 更 生 君

4番 甲斐 直 三 君

5番 甲斐 廣 國 君

6番 後藤 和 昭 君

7番 甲斐 正 一 君

8番 相馬 俊 行 君

9 番 三 森 義 高 君

10 番 後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(16名)

町 長	藤 本 正 一 君	副 町 長	宇 藤 信 幸 君
総 務 課 長	色 見 隆 夫 君	住民福祉課長	後 藤 秀 希 君
税 務 課 長	村 上 源 喜 君	産業観光課長	後 藤 正 三 君
建 設 課 長	瀬 井 公 吉 郎 君	会 計 課 長	岩 下 光 廣 君
教育委員会事務局長	佐 伯 実 範 君	総務課長補佐	甲 斐 敏 文 君
住民福祉課長補佐	廣 木 富 八 君	税務課長補佐	甲 斐 末 久 君
産業観光課長補佐	杉 田 則 秋 君	建設課長補佐	甲 斐 邦 博 君
高森東保育園園長代理	瀬 井 類 子 君	色見保育園園長代理	熊 谷 優 子 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	古 澤 建 生 君	議会事務局係長	沼 田 勝 之 君
--------	-----------	---------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いします。町長 藤本正一君。

-----○-----

町長あいさつ

○町長（藤本正一君） おはようございます。

平成21年第4回町議会臨時会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

紅葉の秋を迎えまして、寒さも一段と厳しさをます今日この頃でございます。議員の皆様方におかれましては、公私ともご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、あの暑かった夏の総選挙から、すでに2カ月が経ちまして、日本に民主主義が定着して初めての政権交代が実施されました。政権交代が及ぼす影響をいろいろと精査しておりますが、自民党政権下で計画されたさまざまな経済対策も、本町においてはこのまま実施される見込みで、胸をなでおろしているところでもございます。

しかし、本町にとりまして、本年度の目玉事業であります携帯電話の不感地帯を解消する地域情報通信格差是正事業が交付決定の遅れからまだ着手ができない状況が続いており、平成22年度への繰り越しが避けられない状況となっております。時期が到来すれば、議員の皆様方に繰り越しのお願いを提案をすることと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

本町の行事といたしましては、10月31日と11月1日に、スマイルフェスタ in 高森を開催いたしました。この行事は、高森町文化祭、健康づくり推進大会並びに人権啓発フェスティバルを統合し、始めたものでございますが、早いもので9回目を迎えることができました。本年度は新たな試みといたしまして、町民の人権啓発を広く周知するために、人権パレードを併せて行いました。早朝より、議員各位におかれましても参加をいただき、心からお礼を申し上げます。

フェスタ当日は、あいにくの雨模様で、参加者が例年より少なかったように思います。しかし、RKK木村和也アナウンサーの講演会では、椅子が不足するほどの大盛況でありました。講演内容につきましては、自分が背負った再起不能の過ちから、立ち直ることはもちろんのこと、その過ちから返って多くのことを学ぶことが

できたというお話でございました。これを本町に置き換えた場合、長引く不況の中で、冷え込んでいる町内を、大規模養鶏建設によりまして、雇用の拡大と自主財源確保に大きな期待を寄せているところでもございます。木村和也氏の演題は『再起可能』でございました。本町の場合は「活性可能」を目標に、今後も町政を導いてまいりたいと思っておりますので、議員各位のご指導・ご協力を節にお願いを申し上げます。

今回お願いを申し上げました臨時議会の主なるものは、新型インフルエンザの予防接種のための費用補正予算と、人事院勧告によりますところの議員報酬条例及び一般職員の給与条例の改正であります。また、長年の懸案事項でありました休暇村南阿蘇地内の立木売払いに伴います国との売買契約の締結の承認でございます。

何卒よろしくご審議をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

9月の定例議会後の経過を踏まえまして、臨時議会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

-----○-----

○議長（三森義高君） どうも、ありがとうございました。

ただいまから、平成21年第4回高森町議会臨時会を開会します。

なお、教育長 渡邊哲郎君、住民福祉課長補佐 長尾和博君からは、欠席届がっておりますので報告します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三森義高君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番 森田勝君、3番 田上更生君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（三森義高君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会は、本日11月13日の1日にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日に決定しました。

日程第3 議案第50号 平成21年度高森町一般会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第3、議案第50号、平成21年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第50号で提案いたしました平成21年度高森町一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、本年4月頃から海外で発生し、現在も国内に広がりつつあります新型インフルエンザに対応するため、国が定めた優先接種対象者に予防接種を行う必要性が生じたことによるものでございます。その内容につきましては、新型インフルエンザに感染した場合に、重篤となる危険性が高い妊婦、基礎疾患を有する方々、満1歳から高校3年までの小児、児童、生徒、65歳以上の高齢者並びに満1歳未満の子どもさんをおもちの保護者の方々に対し、優先的に新型インフルエンザの予防接種を実施することを目的としたものでございます。この事業を実施することによりまして、今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,159万円の増額補正となります。現計の予算と合算いたしますと、歳入歳出それぞれに45億9,416万9,000円となります。

歳入予算の主なものについてご説明を申し上げます。6ページをお開きいただきたいと思っております。

10款の地方交付税につきましては、642万2,000円の増額補正を行うこととして調製をいたしております。

15款の県支出金、第4節新型インフルエンザ費用軽減事業補助金450万円につきましては、冒頭でご説明を申し上げました新型インフルエンザ予防接種にかかる補助金を計上いたしてございます。

続きまして、16款財産収入、第2節のその他不動産売払収入66万8,000円につきましては、9月の定例議会において、第4号の補正予算で議決をいただきました国民休暇村国有地内の人工林、混合林の立木の売払金につきまして、その売払額が確定をいたしましたので、今回計上したところでございます。

次に、歳出予算につきましては、第4款衛生費、第2目の予防費の中の13節委託料1,091万5,000円につきましては、冒頭でご説明いたしました新型インフルエンザに感染した場合に、重篤となります危険性の高い優先接種対象者の方

々が、町内の新型インフルエンザ予防接種に係る契約を締結した医療機関で予防接種を受けられた場合に、契約した医療機関に対しまして、町助成分をお支払いする費用を計上いたしましたものでございます。

次に、第20節の扶助費の67万5,000円につきましては、妊婦の方々、また基礎疾患をお持ちの方々、町外で新型インフルエンザの予防接種を受けられた方及び生活保護世帯の中で対象となる方々に対し助成を行うために必要な予算を計上いたしましたものでございます。

以上、今回提案いたします補正予算の主なものについて、その概要をご説明申し上げます。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。ご説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） おはようございます。1番 立山です。

住民福祉課長と教育委員会事務局長にお尋ねいたします。今、町長の方から新型インフルエンザの優先順位等々の接種の優先順位等々の話がありましたけれども、今、高森町内における学校を中心としたインフルエンザの発生状況ですね、新型インフルエンザの発生状況及び新型インフルエンザの予防接種の、どれだけ備蓄といえますか、町内で人数的にはどれだけ受けられるのか。そしてまた、どういう手続きをもって接種すればいいのか、詳細にご説明願いたいと思います。以上です。

○議長（三森義高君） 教育委員会事務局長 佐伯実範君。

○教育委員会事務局長（佐伯実範君） それでは、小中学校のですね、現在のインフルエンザの発生状況につきましてお答えいたします。

現在、欠席者はいないようです。先日まではですね、多いときで5、6名、8名ぐらいですかね、中央小がおりましたけれども、東小が1、2名おりましたけれども、現在は休んでいる子はいないようでございます。以上です。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） ワクチンの備蓄状況でございますが、まず接種の優先順位から申し上げますと、1歳から小学3年生までが12月中旬、4年生から6年生が1月初旬、中・高生及び65歳以上の高齢者につきましては1月中旬からとしておりますが、ワクチンの出荷状況、これが非常に流動的でございます、ずれ込んだり、前倒しになる可能性があります。というのが、ワクチンを国が一括して管理しておりますので、いつどれだけ入ってくるかというのが未定でございます。

以上です。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号、平成21年度高森町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号、平成21年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第51号 高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第4、議案第51号、高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） おはようございます。

議案第51号でご提案申し上げました高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

平成21年5月の臨時人事院勧告によりまして、6月に暫定引き下げを専決処分いたしておりましたが、平成21年8月11日付けの人事院勧告によりまして改正を行うものであります。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

第6条の条文中、6月に支給する場合には「100分の140」を「100分の125」に、また12月に支給する場合には「100分の160」を「100分の150」に改正するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号、高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号、高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第52号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第5、議案第52号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 議案第52号で提案いたしました高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

議案第51号でもご説明しましたように、本年8月11日付けの人事院勧告により改正を行うものであります。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

第10条の2、住宅手当につきましては、職員の持ち家に係る手当を廃止するものであります。

第18条、期末手当につきましては、6月に支給する場合においては「100分の140」を「100分の125に」、12月に支給する場合においては「100分の160」を「100分の150」に改正するものであります。

別表第1の給与につきましては、月例給を本年4月に遡及しまして引き下げるものであります。平均改定率は0.2%であります。初任給を中心に、若年層

1級から3級の一部については引き下げを行っておりません。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第53号 公有財産の処分について

○議長（三森義高君） 日程第6、議案第53号、公有財産の処分についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 議案第53号で提案いたしました公有財産の処分についてご説明いたします。

処分します物件は、休暇村南阿蘇の敷地内にあります県有地を国が買い上げましたことにより、国有地内に存在する町所有の杉、ヒノキ、クヌギほか、自然木7,870本の立木であります。この立木については、休暇村誘致を行った際に、土地を熊本県が購入した部分の立木に対して町が補償したものであります。

契約は、環境省管轄の九州地方環境事務所との取り交わしで、売却金額1,966万8,510円となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） せっかくでございますので、ちょっとだけ質問させていただきます。

これは、そうすると、これだけの金額になるということは、かなり大きい木をほとんど伐採すると思いますが、これはどういう意味から、やっぱり自然がいっぱいあった方が環境的にも景観的にも、これは休暇村もいいんじゃないかと思えますけれども、何か不都合な点があるけん伐採するのですかね、その点。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） この分につきましては、伐採ということより、今後ですね、この契約金額につきましては、一応補償分としてのお考えでお願いしたいと思います。といいますのも、今後ですね、国との協議の中で必要に応じてはその分伐採ということですね、出てこようかと思いますが、その伐採しました費用につきましては、改めてまたその分については、町の方に伐採した分の費用については、町の方に支払うというようなことでの話になっております。木を切る目的じゃなく、先ほど申し上げましたとおり、立木補償的な捉え方でということでお考えいただきたいと思えます。

○5番（甲斐廣國君） はい、わかりました。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号、公有財産の処分についてを採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号、公有財産の処分については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第54号 熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数

の減少及び規約の一部変更について

○議長（三森義高君） 日程第7、議案第54号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 議案第54号で提案いたしました熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてご説明いたします。

今回提案いたしました規約の一部変更は、本組合の構成団体であります城南町及び植木町が、熊本市との合併により、本組合から脱退するため、構成団体の数が減少するものであります。

併せまして、本組合の副組合長3名は、熊本県町村会の副会長をもって充てると規定されていますことから、すでに熊本県町村会におきましては、規約の改正が行われ、副会長3名を2名に変更されておりますので、本組合の副組合長も2名に変更するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第54号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

-----○-----

○議長（三森義高君） 平成21年第4回高森町議会臨時会を閉会します。
お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成21年第4回臨時会

平成21年11月発行

発行人 高森町議会議長 三森 義高
編集人 高森町議会事務局長 古澤 建生
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111